

学校経営のポイント

“教員免許更新制”の省令等整備と試行

若井 彌一

連日、全国高校野球の試合結果と北京オリンピックの勝敗予想に関する報道が大々的に行われているが、今年の夏は、教員免許更新制に基づく免許状更新講習が試行されていることは、ほとんど報道対象にすらなっていないようである。新制度の試行について述べておきたい。

関係省令等の整備

平成 19 年の第 166 回国会において、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」が成立した（平成 19 年法律第 98 号）。

この法律（以下、「改正法」と略）を具体的に実施していくために、平成 20 年 3 月 31 日に「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（平成 20 年文部科学省令第 9 号）と「免許状更新講習規則」（平成 20 年文部科学省令第 10 号）が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることになった（一部の規定については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する）。

大きな制度的変更であるところから、文部科学省では、平成 20 年 4 月 1 日付けで「教員免許更新制の実施に係る関係省令等の整備について」と題する通知（文部科学事務次官名）を出している。通知対象は、各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、各国公私立大学長など 17 に及んでいる。

この通知では、「第 1 教育職員免許法施行規則の改正の概要」、「第 2 免許状更新講習規則の概要」、「第 3 告示の概要」、「第 4 教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正並びに免許状更新講習規則の制定に関する留意事項」（教育職員免許法の一部改正関係、教育職員免許法施行規則

の一部改正関係、免許状更新講習規則の制定関係）という構成で、詳細に及んで免許状更新講習の実施に関する具体的事項について解説を行い、関係者の理解の徹底を期している。関心のある方は、ぜひ、ご一読いただきたい。

予備講習の実施と講習内容等

さて、上記の通知「第 3 告示の概要」では、免許状更新講習の修了認定の基準を定める告示（平成 20 年文部科学省告示第 50 号）、免許状更新講習を免除される者に関する告示（平成 20 年文部科学省告示第 51 号）について解説している。

この告示第 51 号では、「この告示の実施前に文部科学大臣が指定した講習」（これを「予備講習」という）において、免許状更新講習規則第 4 条第 1 項に掲げる事項を 30 時間以上履修した者を免許状更新講習を免除される者として扱うこととしている。

そして、この予備講習が夏休み期間を活用して実施されている。予備講習は、免許状更新講習規則の規定内容を、いわば本実施（平成 21 年 4 月 1 日から）の前に試行するものである。

講習の内容は、教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項、教科指導、生徒指導、その他教育の充実に関する事項（免許状更新講習規則第 4 条第 1 項）とされている。

教員養成系の大学等で実施されている予備講習の運営についての反省等を踏まえ、来年から本実施となるのだが、大がかりな制度であるので、受講者にとっても実施大学の担当者等にとっても、充実感の持てる講習になるよう願うものである。

（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●好評発売中！ ●4月から実施「指導改善研修」、免許更新制導入等へ万全の対応を！ 教育開発研究所

『**教員の養成・免許・採用・研修**』若井彌一編著 A5判 370頁 定価 3570円

■最新刊！ 坂田仰／河内祥子／黒川雅子【共著】 B5判 224頁・定価 3,150円

『**図解・表解 教育法規**』